

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

……(産業労働局農林水産部森林課)……

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定

……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……

公告

○開発行為に関する工事完了

……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……

規則

東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都林業種苗法施行細則の一部を改正する

規則

東京都林業種苗法施行細則(昭和四十五年東京都規則第

二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別記様式第五号中「**第4条**」を「**第3条**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下

「法」という。)第六条第四項の規定により、平成三十一年

東京都告示第六百三十九号により指定した、特定有害物

質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係

る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の

防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措

置区域」という。)の全部の指定を解除し、法第十一条第

一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を

指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項に

おいて準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり

告示する。

令和六年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指

定する区域 別図のとおり(日野市大字日野地内)

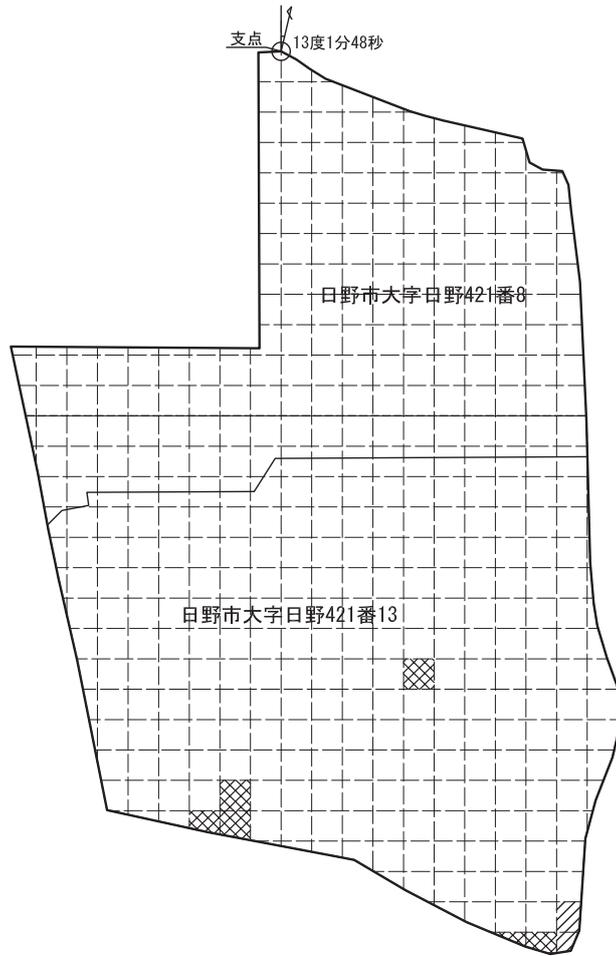
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】
 敷地境界
 調査対象地
 筆境界
 10m格子 (単位格子)
 形質変更時要届出区域 (要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域)
 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第640号により指定した区域)

【支点】
 支点は、日野市大字日野421番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (13度1分48秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 住所及び氏名
 許可を受けた者の

立川市西砂町五丁目三十三番
 西東京市芝久保町四丁目二
 十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋

昭島市大神町二丁目三百六十
 五番一地先、三百七十一番一
 号
 立川市柴崎町二丁目三番八
 号
 近代建物株式会社
 代表取締役 新藤 幸男

及び三百七十二番（第二工
 区）
 小平市鈴木町一丁目四百七
 十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 樋口 賀大

国分寺市戸倉一丁目十八番一
 の一部及び十九番十七
 練馬区石神井町二丁目二十
 六番十一号
 一建設株式会社
 代表取締役 堀口 忠美

青梅市新町二丁目十八番八及
 び同番十八

三〇円
 六、六〇〇円

発行
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001

本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 （郵送料を含む）

印刷所
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話
 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号
 101-0051